

成年年齢の見直しについての環境整備のための施策の推進状況

資料3

	施策名	これまでの取組の具体的な内容及び成果	今後の取組	平成24年度当初予算額	平成25年度当初予算額
内閣府	子ども・若者育成支援施策	子ども・若者育成支援推進法に基づく大綱（子ども・若者ビジョン）に基づき、施策の推進を図っている。	引き続き、同大綱に基づき、施策の推進を図る。	275,086千円	278,580千円
法務省	法教育の推進	学校教育等における法や司法に関する学習機会を充実させるため、法曹関係者等で構成する法教育推進協議会を実施するほか、法教育授業への講師派遣等、広報・啓発活動を実施している。	今後とも、法教育推進協議会における法教育の更なる充実・発展に向けた検討や、法教育に関する広報・啓発活動、説明・協力・支援・助言等の活動を実施し、法教育の推進を図る。	6,168千円の内数	15,677千円の内数
財務省 （国税庁）	若年者に対する税の啓発活動（租税教育）	全国の租税教育推進協議会（国税当局、地方税当局、教育関係者等により構成）を中心に、租税教室等への講師派遣、税に関する作文の募集等、学校教育における租税教育充実のための支援・環境整備に努めている。	平成23年度税制改正大綱及び平成25年度与党税制改正大綱を受け、小中学校段階だけでなく、社会人となる手前の高等学校や大学等の段階における租税教育の充実や、租税教育を担う教員等に対する意識啓発等について、関係省庁及び民間団体が連携して取り組む。	96,990千円	86,901千円

文部 科学省	連携・協働による消費者教育推進事業	<p>平成22年度から24年度に実施した「消費者教育推進事業」においては、大学等及び社会教育における消費者教育の基本的方針を示した指針をとりまとめたほか、親子で学べる買い物すごろくや教育関係者向けの手引きを作成。</p> <p>さらに、文部科学省の消費者教育に関する取組の成果を広く還元するとともに、消費者教育を実践する多様な関係者の連携・協働を促進する場として、「消費者教育フェスタ」を開催。</p>	平成24年12月に施行された「消費者教育の推進に関する法律」を踏まえ、地域における消費者教育が連携・協働により一層推進されるよう、消費者教育アドバイザーの派遣や、地域における多様な関係者の連携・協働による消費者教育推進についての調査研究等を実施する。	21,555千円 (「消費者教育推進事業」予算額)	16,736千円
	学校教育における消費者教育等の推進	<p>関係府省や国民生活センター等の関係団体と連携し、学校における効果的な消費者教育の推進方策についての説明会や教員の指導力向上のための「消費者教育指導者養成講座」を開催すること等により、学校における消費者教育を推進。</p> <p>加えて、消費者教育や法教育、金融経済教育に関する教材等の作成・配布等について、関係府省庁への協力を実施。</p>	<p>消費者教育の指導事例集の作成、関係者間の情報共有・意見交換等を行う消費者教育に関する協議会の開催等を通じ、学校教育における消費者教育のより一層の充実を図る。</p> <p>加えて、消費者教育や法教育、金融経済教育をはじめとする分野の教材の作成・配布等について、引き続き関係府省庁との連携協力を進める。</p>	12,350千円	8,047千円
	中・高校生の社会参画に係る実践力育成のための調査研究		<p>中学校・高等学校と地域の関係者等との連携の下、法教育や金融経済教育など社会との接点にかかわる教育との関連を重視した地域の課題解決に係る体験的・実践的な学習プログラムの開発を通じて、中・高校生の社会参画意識を高め、主権者として自立するための基礎的な能力や態度の育成を図る。</p>	—	9,957千円

金融庁	学校における金融知識等普及施策	<p>これから社会人となる大学生、高校生等を対象とした金融取引等の基礎知識に関するガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」及び「同ガイドブック講師用指導マニュアル」を作成し、当庁ウェブサイトに掲載している。</p>	<p>全国の大学・高等学校等において同ガイドブックを用いて金融教育を推進することにより、金融知識の普及・定着が図られるよう、関係機関との連携に努める。また、関係機関と協力して、同ガイドブック等を活用して講演会等を実施する。</p>	1,487千円	4,095千円
		<p>中学生・高校生向け金融教育に関する副教材を作成し、ウェブサイトに掲載している。</p>	<p>学習指導要領の見直しを踏まえ、関係機関と協力して、引き続き、ガイドブック等の積極的な活用を図る。</p>	3,178千円	147千円
		<p>金融教育の学校向け主要事業として金融広報中央委員会が主催する「おかねの作文」コンクール（中学生対象）、「金融と経済の明日」高校生小論文コンクール（高校生・専門学校生対象）において、金融担当大臣賞の授与等の協力を行っている。</p>	<p>金融知識の普及のため、金融広報中央委員会をはじめとする関係機関が行う各種のコンクール等に対し、引き続き積極的に協力する。</p>	-	-

消費者庁	消費者教育推進会議	消費者教育の推進に関する法律第19条に基づき、設置された審議会。消費者教育の体系的かつ効果的な推進に関して委員相互の情報交換・調整を行い、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（同第9条）に対する意見を述べる。いわゆる若者に対する消費者教育の推進についても検討。	現在、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」案に関して御意見をいただいている。当該方針を閣議決定（6月下旬日途）後、個別のテーマについて、当該方針に基づく審議が行われることとなる。	-	11,200千円
	消費者教育ポータルサイト	消費者教育の基盤整備として消費者庁ホームページ上に設置し、消費者教育に関する様々な情報を提供している。消費者教育用教材については、「消費者市民社会の構築」、「商品等の安全」、「生活の管理と契約」、「情報とメディア」の領域と幼児期・小学生期・中学生期・高校生期、成人期（特に若者・成人一般・特に高齢者）のライフステージごとに分類している。	消費者教育の体系イメージマップに合わせて改修を行ったところ。消費者教育の重点領域とライフステージに応じた消費者教育情報を質・量ともに充実する。	6,250千円	4,150千円
	消費者教育推進のための体系的プログラム研究会での「消費者教育の体系イメージマップ」公表	「消費者教育の体系イメージマップ」は、消費者教育の重点領域をタテ軸に、幼児期から高齢期までのライフステージ各時期をヨコ軸に配置し、その交わったボックスに教育内容(学習目標)を記したマトリックス状の一覧表と、その活用ガイドがセットになっている。自立し、消費者市民社会を形成する消費者を育むための教育内容について、多様な担い手が共通認識を持つための道具となることを目指した。これを活用し、例えば成人期前に身につけるべき内容について共通理解が進むことが期待される。	消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第19条により消費者庁に置かれる消費者教育推進会議でも、この「イメージマップ」を素材に消費者教育の推進方策についての審議を深めていく。	4,562千円	-